

平成 26 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 議案第 1 3 8 号・八代市議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部改正について 1
 - 1. その他 4
-

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日（金曜日）

議会運営委員会会議録

平成26年12月12日 金曜日

午前10時00分開議

午前10時12分開議（実時間 12分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第138号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	山本幸廣君
副委員長	鈴木田幸一君
委員	亀田英雄君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	福嶋安徳君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	百田隆君
委員	幸村香代子君
議長	橋本幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長	木本博明君
人事課長	中勇二君
議会事務局長	桑崎雅介君

○記録担当書記	國岡雄幸君
	小山貴晴君

（午前10時00分 開会）

◎議案第138号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長（山本幸廣君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議員の皆様方の日々の活動に心から感謝を申し上げ、議会運営委員会を開会をいたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付しておりますとおり、付託表のとおりであります。

それでは、議案第138号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（山本幸廣君） 部長。木本部長。

○総務部長（木本博明君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議会運営委員会に付託されました議案第138号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを中人事課長が説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○人事課長（中勇二君） 委員長。

○委員長（山本幸廣君） 中人事課長。

○人事課長（中勇二君） はい。こんにちは。人事課の中でございます。よろしくお願いいたします。着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（山本幸廣君） はい、どうぞ。わかりやすく説明してください。

○人事課長（中勇二君） それでは、お手元に資料を配付しております。右肩に議案第138号関係資料としてありますが、そちらを用いて説明をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第138号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

御説明申し上げます。

改正理由でございますが、平成26年度の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続いて、改正の概要でございます。市議会議員の期末手当の年間支給割合を現行の2.95月から3.1月へと0.15月の引き上げを行うものでございます。引き上げは、26年度においては、この12月に支給する期末手当の分として行います。表の26年度の改定後、アンダーラインがかかっているところでございます。

そうしますと、6月と12月の手当の差が大きくなりますことから、これまでと同様のバランスにしますために、27年度にもう一度改正を行いまして、6月を1.475月、12月を1.625月といたします。それが、表の平成27年度の欄の数字となります。

そのために、施行期日が2段階に設定されております。この12月の支給のための改正を交付の日からとし、基準日である12月1日から適用いたします。また、27年度の支給分に係る改正につきましては、平成27年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては、以上のとおりでございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（山本幸廣君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（山本幸廣君） どうぞ。

○委員（幸村香代子君） 済みません。済みません、金額にするとお幾らになりますか。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（山本幸廣君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。議員さん1人当たりということでよろしいでしょうか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○人事課長（中 勇二君） 議員さんは、お1人当たり7万2450円になります。

○委員長（山本幸廣君） 今の説明でよろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（山本幸廣君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） これより討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（山本幸廣君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。今の御説明で、1人当たり7万2450円ほど上がるということなんですけれども、今回、議会において、さまざまな下水道使用料ですね、いろんな料金の値上げがあるということ、また、今回の固定資産税、それがですね、もとに戻ると。財政課側からいうともとに戻るという話かもしれないけれども、やっぱ市民から言うと値上げになるというふうなですね、やっぱ社会情勢も、今回の提案があるということと、やっぱり消費税が上がったことによつての非常にこう、厳しい状況があるということから考えて、私はやっぱり今回の、今回の条例についてはですね、反対をしたいというふうに思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（中村和美君） 委員長。

○委員長（山本幸廣君） 中村委員。

○委員（中村和美君） 今、幸村委員の意見はごもっともであると思いますが、この八代の商店街も非常に疲弊しております。で、私は反対に、この分をですね、ためるんじゃないなくて、吐き出すというのも一つの八代市の商店街のですね、活性化になりはしないかなというふうに私は思いますので、これはぜひ、個人の懐

に入れるんじゃないなくて、これいただいたら、市の活性化のために、議員さんみんな知恵を使って、知恵を出してですね、お使いすることが八代市商店街の発展になるんじゃないかというふうに私は思いますので、賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（山本幸廣君） 副委員長。

○委員（鈴木田幸一君） はい。私は、この人事院勧告というのをですね、私たちは重く受けとめて今までいろんな採決にもやってまいりました。やってきております。職員の給料にしても、いろんなことにしても、全て人事院勧告があるからということで、例えば国がいろんなことを言ってきたり、やっぱり人事院勧告に基づくことだからちゅうことで職員の給与を守ってきたりとかいろいろしております。この際ですね、やっぱり人事院勧告というのは十分に私たちは尊重するべきだというふうに私は考えております。人事院勧告というのは、全てですね、社会的な状況を勘案した上での決定でありますので、このことについては、私たちは十分に尊重するべきだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） はい、ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（山本幸廣君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。今の人事院勧告の件ですけれども、確かに考え方によってはそういうこともあったかもしれないけれど、むしろですね、私はこれまで、人事院勧告はそうあるけれども、本当に八代にとってどうなのかという判断でやっぱり考えないといけないというような議論をですね、とか意見をたしか出して

きたというふうに思うんです。で、前回、復興税、これを人事院勧告ではなかったですけども、復興に係るですね、給与のところで、八代市議会はそれをやっぱり拒否しました。で、そのですね、やっぱそんな判断をですね、やっぱりこうしてきたということは、やっぱこう八代市議会が人事院勧告とかいろんな国の方針はあったにしても、八代市議会が自分たち自身で判断をしていくというふうなですね、議論を重ねてきたというふうに思うので、私はやっぱり今回の件についても、賛成しかねるということがあります。

○委員長（山本幸廣君） ほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（山本幸廣君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。いろいろる話は出ていますけれども、先ほど鈴木田議員が言われたように、人事院勧告ということで、7年ぶりになるんですかね。7年間、これ、下げられて下げられて、抑えて抑えてきた中で、今回、少し、0.15月ですか、ということで上がる、期末勤勉手当で少々上がるということで、やっぱりいろいろと国も社会情勢鑑みながらのことでありますので、これが一気にほんとと昔みたいに戻るということじゃなくて、7年間下げられて下げられて下げられてきた中で、今回、少し戻るということでありますので、人事院勧告に従いまして、私は賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） はい。なければ、これより採決をいたしたいと思います。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

議案第138号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本幸廣君) はい。挙手多数。原案のとおり可決いたしました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告及び委員長報告書の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本幸廣君) 御異議がありませんので、そのように決しました。

ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎その他

○委員長(山本幸廣君) 桑崎局長、どうぞ。

○議会事務局長(桑崎雅介君) はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

報告では――。

○委員長(山本幸廣君) 桑崎議会事務局長。

○議会事務局長(桑崎雅介君) あ、失礼いたしました。

○委員長(山本幸廣君) はい。

○議会事務局長(桑崎雅介君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

報告でございます。座りまして、説明させていただきます。

○委員長(山本幸廣君) はい。

○議会事務局長(桑崎雅介君) 本日12日、

田中安議員から副議長の辞職願が提出され、受理いたしました。つきましては、休会中には議長は副議長の辞職を許可できませんので、次の本会議がごぞいます最終日、17日の本会議におきまして日程を追加し、副議長の辞職願を議題に供し、辞職が許可されますと、さらに日程を追加して、選挙が行われることになります。

なお、この際、会議規則第30条におきまして、議長は開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならないとされておりますことから、当日17日は立会人の御決定を議会運営委員会でいただければと思いますので、御了承願いたいと思います。ちなみに、これまでの例といたしましては、3人をお決めいただいているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長(山本幸廣君) はい。今、説明が終わりましたので、説明は聞き及ぶ程度にさせていただきたいと思います。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、議会運営委員会を散会いたします。

(午前10時12分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年12月12日

議会運営委員会

委員長